参考資料４

総合事業移行後のサービス利用と費用負担のイメージ

○ 従来の介護保険制度においては，要支援の認定を受けた方に対する「訪問介護」では，必要とする支援内容に関わらず「身体介護」「家事援助」を一体的に提供

○ 総合事業移行後においては，利用者の状況に応じた多様なサービスを選択・利用することが可能

（参考）訪問型サービスの利用と費用負担（1割負担の場合）

現行

介護予防訪問介護

訪問介護を週1回利用
※45分から60分程度
1か月　11，680円
（自己負担1，168円）

介護の専門職

◎サービス内容
【身体介護】
排せつ・食事介助，清拭・入浴，身体整容，服薬介助
【家事援助】
掃除，洗濯，衣類整理，調理・配下膳，買い物

平成29年4月以降

サービス類型の拡充

従来同様の支援が必要 → **予防給付相当サービス【相当】**

◎サービス内容　**※現行サービスと同内容**
【身体介護】
排せつ・食事介助，清拭・入浴，身体整容，服薬介助
【家事援助】
掃除，洗濯，衣類整理，調理・配下膳，買い物

相当サービス（訪問型）を週1回利用
1か月　11，680円
（自己負担1，168円）

介護の専門職

身の回りの支援が必要 → **基準緩和型サービス【A型】**

◎サービス内容
【家事援助】
掃除，洗濯，衣類整理，調理・配下膳，買い物

基準緩和型サービスを週1回利用
1か月　8，524円
（自己負担852円）

一定の研修修了者

ちょっとした手助けが必要 → **住民主体型サービス【B型】**

◎サービス内容
【介護保険外の援助】
ゴミだし，電球交換等

住民主体型サービスを利用
1回（30分）　500円
（自己負担50円）

NPO団体・地域住民

担い手の多様化